



個人情報保護法における労働者の健康情報の取り扱い

個人情報保護法に則って、労働者の健康情報を適正に取り扱うため、法律や通達などの要点を教えてください。



厚生労働省が発出した通達「労働者の健康情報を取り扱うに当たっての留意事項（平成16年10月29日付 基発第1029009号）」とその背景となった「労働者の健康情報の保護に関する検討会報告書」を読み込むことが重要です。

労働者の健康情報の取り扱いの要点は、次のとおりです。

I 個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)について

個人情報保護（平成15年法律第57号）とは、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としており、個人情報に係る利用目的の特定、第三者提供の制限、安全管理措置、従業者・委託先の監督および苦情の処理等を定めています。

II 労働者の健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について

個人情報保護法の平成17年4月1日の全面施行に先立ち、「雇用管理に関する個人情報の適正な取り扱いを確保するため事業者が講すべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259号）」が公布され、この指針に定める雇用管理に関する個人情報のうち健康診断の結果や病歴などの健康情報の適正な取り扱いを確保するために事業者が留意すべき事項を示したものです。また、個人情報取り扱い事業者以外の事業者であっても健康情報を取り扱う者は通達に準じ、適正な取り扱いを確保することとされています。

1. 「健康情報」・「産業保健業務従事者」とは

- ① 「健康情報」とは、従業員の雇用管理に関する個人情報のうち、健康診断の結果、病歴、その他の健康に関するものといいます。通達では、具体的な例が挙げられています。
- ② 「産業保健業務従事者」とは、産業医、保健師等、衛生管理者、その他の健康管理に関する業務に従事する者をいいます。

2. 事業者が留意すべき事項

- ① 事業者が、医療機関から健康情報を収集する場合において、医療機関が事業者に情報提供することは第三者提供に該当するので、医療機関は労働者から同意を得る必要があるため、事業者はあらかじめ労働者に情報取得目的を明らかにして承諾を得るとともに、労働者本人から提出を受けることが望ましい。
- ② また、事業者が健康保険組合等に対して労働者の健康情報の提供を求める場合も、同様とすることが望ましい。
- ③ 健康診断結果の診断名や検査数値等の生データは、利用に当たって医学的知識に基づく加工・判断等を要することがあるので、産業医や保健師等の看護職員に行わせることが望ましい。
- ④ 産業保健業務従事者以外の者に健康情報を取り扱わせる場合は、その利用目的達成に必要な範囲に限定されるよう、必要に応じて適切に加工した上で、提供する等の措置を講ずること。
- ⑤ その他、苦情処理、健康情報取扱い規程の作成、法定健康診断結果の本人への通知などについて規定し、さらに、HIV感染症やB型肝炎等の職場で感染や蔓延の可能性の低い感染症の情報や、色覚検査等の遺伝情報については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、取得すべきでないとしている。

III 検討会報告書の要点

検討会報告書は、①健康情報の範囲、②健康情報保護の基本的な考え方、③事業者の義務等、④健康情報保護の取組などについて、検討結果を取りまとめています。

* 通達や検討会報告書は、厚生労働省ホームページなど (<http://www.mhlw.go.jp/>) で入手できます。